

事業概要説明書

事業名	地域防災計画の推進
担当部署	総務局 危機管理部 防災課
事業開始年度	平成13年度
根拠法令等	災害対策基本法第42条、さいたま市防災会議条例第2条
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> その他()
事業概要	<p>昨年3月11日発生した東日本大震災に際して、本市においても、迅速な避難、情報手段の途絶、帰宅困難者の発生、想定外の放射性物質拡散などへの対応について課題を残した。また、台風の直撃や竜巻の発生など、近年、市民生活に影響を及ぼす自然災害が多発している。</p> <p>本事業は、東日本大震災の教訓を踏まえ、全庁を挙げて課題整理や検討を重ね、災害から市民の生命、身体及び財産を守るための、災害予防、応急対策から復旧に至る一連の防災活動の基礎計画となる「さいたま市地域防災計画」の改定に反映させることで、減災や地域防災力の向上に帰するものである。</p> <p>【地域防災計画改定のポイント】</p> <p>1避難 避難勧告・避難指示基準の見直しを行うことや、各区役所に避難場所の開設・閉鎖権限を委譲することで、迅速な避難が行える環境を整えた。また、避難場所の不足に対応するため、市文化振興事業団と協定を結ぶことで、文化センターやコミュニティセンターを二次避難所として確保した。</p> <p>2情報 特に「時系列から見た災害情報の収集・伝達体制の整理」を行い、市役所内各部署が収集すべき情報を明確化した。また、各区役所→衛星携帯電話に加え、PHSを配備、避難所→PHSを配備、避難者の安否確認用に特設公衆電話の設置を進行中、今後は移動系防災無線の配備も進めることで、一層、通信の多重化を図る。</p> <p>3帰宅困難者の発生 帰宅困難者の発生を少しでも減らすため、事業者の果たす役割に「帰宅困難者」に関わる記載を追加するとともに、地域防災計画全体として、帰宅困難者に関する記載を拡充した。また、駅前の帰宅困難者の滞留防止のため、主要駅周辺において、一時滞在施設の確保を行うとともに、JRを含めた帰宅困難者対策協議会を設置し協議を行っている。</p> <p>4災害時要援護者対策 民間社会福祉施設との協定内容見直しや拡大、福祉相談員の配置の検討等、福祉避難所の設置に向けた検討を行う旨を新たに記載した。また、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営を行うなど災害時における男女のニーズの違いへの対応に関する内容を拡充したほか、災害時要援護者の種別を具体化するなど、災害時要援護者対策については、全般的に見直し、記載の充実化を図った。</p> <p>5放射能汚染対策 東日本大震災において、「東京電力福島第1原子力発電所」における事故が発生し、放射能による汚染が深刻な問題となり、本市の地域防災計画においても、広域放射能汚染対策などの内容を拡充した。</p> <p>6広域応援 広域大規模災害においては、先遣隊を派遣し、支援対策会議を設置して災害応援活動を行う。また、市内での被災地からの避難者受入や広域での自治体間相互応援協定の締結などを定めた。</p>

事業概要説明書

		区分	単位	平成22年度(決算)	平成23年度(決算)	平成24年度(予算)	
事業費		事業費	千円	-	6,279	5,040	
		概算人件費	千円	-	-	-	
		総計	千円	0	6,279	5,040	
	財源内訳		国・県支出金	千円	0	0	0
			市債	千円	0	0	0
			その他特定財源	千円	0	0	0
			一般財源	千円	0	6,279	5,040
		成果指標	単位	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
成果	①	防災講座開催回数	件	23	19	12 (H24.6.28現在、予定含む)	
		(指標説明)	防災講演会、出前講座等の開催件数				
	②	パブコメ意見数	件	-	-	194	
		(指標説明)	改定に係るパブリック・コメントの実施結果、ご意見を頂戴した件数				
費用対効果	<p>東日本大震災の教訓を踏まえ、連鎖的に発生が懸念される大地震や台風などの複合災害、放射性物質拡散等、想定外をなくすため、あらゆる事象に対処できるよう、改定にあたっては、全般的な見直しを行い、帰宅困難者対策、放射能対策、火山噴火・竜巻対策及び受援計画など、多くの分野の内容を一新できた。</p> <p>その大きな理由のひとつとして、パブリックコメントにおいて計194件のご意見をいただいたほか、防災会議委員である関係機関からの意見、市長によるタウンミーティングなど、あらゆる機会を通じて様々な見地からご意見をいただいております。東日本大震災以降、地域防災計画も含めた防災に関する市民、事業所、関係機関等の意識は非常に高いものであったといえる。それら熟成された土壌のなかで、いただいた貴重なご意見を反映することができた本計画は、改定のタイミングをみても、費用対効果に優れたものであったと考える。</p>						
現状の課題等	<p>1 地域防災計画の記載について、市民の方からは、わかりにくく、地域に密着した内容ではないとの意見をいただいていた。一方で、災害対策基本法に基づいた予防から復旧復興までの基礎的計画である性質上、災害対策全般的な内容にならざるを得ない。今後、市民への周知と地域防災力の向上が課題である。そのためには、地域防災計画を推進していくにあたって、市民や民間事業者においても防災対策を実践してもらうことが重要である。</p> <p>2 災害時に、行政が全ての事象に対応することには限界があり、行政としての支援が困難な場合もあり得る。したがって、地域防災力の向上にあたっては、行政による公助の強化だけではなく、市民や事業者に対し自助・共助の努力を求めていくことも必要となり、市民や地域、企業、行政が手を取り合い、自助・共助・公助が三位一体となって、それぞれ取組みを進めていくことが重要となる。</p>						
他市の状況等	<p>昨年11月に、埼玉県が地域防災計画の一部見直しを行い、県内市町村においても、本市を含む4市が見直しを終え、他の市町も見直しの検討を行っている。また、近隣政令市である横浜市(平成25年4月を目途に)や相模原市(平成24年、25年の2回の見直しを行う。)においても、修正を行っている。</p>						

◎論点(審議のポイント)

- 災害時の情報発信や収集について
- 帰宅困難者対策について
- 防災への啓発及び体制整備について

地域防災計画の推進

- 1 避難
- 2 情報
- 3 帰宅困難者の発生
- 4 災害時要援護者対策
- 5 想定外の放射能汚染
- 6 広域応援対策



0-1 はじめに

東日本大震災の時、さいたま市は...

- ▼ 情報伝達の途絶
- ▼ 帰宅困難者の発生
- ▼ 想定外の発生



その後も...

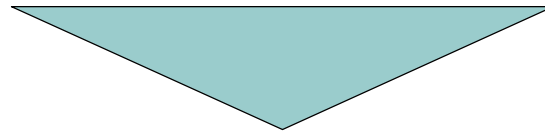
- ▼ 台風の直撃
- ▼ 避難者支援



0-2 はじめに

安心・安全のための基本計画

▼ 「さいたま市地域防災計画」の改定
に着手



震災での課題を、全庁を挙げて検討し、
改定に反映させる！

1 避難



主なPoint

- ▼ 避難場所の「開設・閉鎖」権限を、区役所へ
- ▼ 風水害時における、「避難勧告・避難指示等」の判断基準を明記
- ▼ 文化センター、コミュニティセンターを二次避難所として確保
(市文化振興事業団と協定を締結)

➡ 迅速な避難や、避難所開設へ

2 情報



主なPoint

- ▼市役所が収集すべき災害情報を、時系列ごとに整理
- ▼区役所→衛星携帯電話、PHS、移動系無線
- ▼避難所→PHS、移動系無線
- ▼FM・NACK5との「災害時における放送要請に関する協定」を締結

→ 情報伝達手段の多重化へ

3 帰宅困難者の発生



主なPoint

- 改定前→「帰宅困難者」への情報提供のみ明記
改定後→「帰宅断念者」「徒歩帰宅者」など細かく分類
- ▼埼玉県、鉄道事業者、警察等で構成する、「帰宅困難者対策協議会」を設置
 - ▼駅周辺の、民間施設を「一時滞在施設」として指定

→ 帰宅困難者の発生防止を促進

4 災害時要援護者対策



主なPoint

- ▼個別避難支援プランの作成支援、防災カード・緊急時安心キットの普及
- ▼社会福祉施設との協定、バリアフリー対応の福祉避難所の開設
- ▼避難所における男女のニーズの違いへの対応、妊産婦への配慮、乳幼児の対応

➡ 要援護者へのきめ細やかな対応

5 想定外(放射能汚染・竜巻対策)



主なPoint

- ▼広域放射能汚染対策などを拡充
- ▼想定していなかった「竜巻対策」・「火山噴火対策」などを新たに記載
- ➡竜巻注意情報発令を、メッセージボード付自動販売機やホームページに掲載

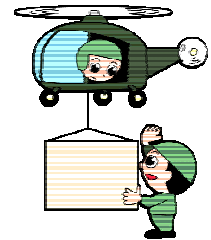
➡ 注意喚起の徹底による
減災対策

6 広域応援対策

主なPoint

- ▼カウンターパートの支援体制、支援物資の提供手順(受付・仕分け・搬送)の見直し
- ▼災害ボランティアの受入等の体制整備
- ▼先遣隊の派遣による効果的な支援

➔ 災害応援計画の充実



現状の課題等(1/2)



- ▼地域防災計画は、法律により、記載する内容に定めがあり、全般的な記載内容となるため、市民にとって分かり難い。

しかし…

- ★地域防災計画を推進するために、市民や民間事業者の協力が不可欠！

➔ 地域防災計画の内容について普及に努める
(例) 出前講座、防災訓練

現状の課題等(2/2)



▼全ての災害に対し、行政だけで対応するのは限界があるため、市民や事業者に対し自助・共助の努力を求めていくことが必要となる。

しかし…

★市民や事業者が、平常時から減災に取り組むには支援が必要！

➡ 市民や地域、企業、行政が手を取り合い、自助・共助・公助が三位一体となって、それぞれ取り組みを進めていくことが重要となる

(例) 避難場所運営委員会の結成

防災アドバイザー、防災ボランティアコーディネータの養成